

# 大阪府後期高齢者医療広域連合公告式条例

〔平成 19 年 1 月 17 日〕  
大阪府後期高齢者医療広域連合条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 16 条第 4 項及び第 5 項の規定に基づく大阪府後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第 2 条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に広域連合長が署名しなければならない。

2 条例の公布は、広域連合の事務所の掲示場に掲示してこれを行う。

(規則に関する準用)

第 3 条 前条の規定は、規則の公布について準用する。

(規程の公表)

第 4 条 規則を除くほか、広域連合長の定める規程で公表を要するものを公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び広域連合長の名を記入して、広域連合長の印を押さなければならない。

2 第 2 条第 2 項の規定は、前項の規程について準用する。

(広域連合の機関の定める規則及び規程の公表)

第 5 条 第 2 条の規定は、広域連合の機関の定める規則について準用する。この場合において、同条第 1 項中「広域連合長」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 第 2 条第 2 項及び前条第 1 項の規定は、広域連合の機関の定める規程で公表を要するものについて準用する。この場合において、前条第 1 項中「広域連合長の名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の名」と、「広域連合長の印」とあるのは「当該機関の印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

(規則及び規程の施行期日)

第 6 条 規則若しくは規程又は広域連合の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって、特に施行期日を定めることができる。

(告示及び公告に関する準用)

第 7 条 第 2 条第 2 項の規定は、広域連合長及び広域連合の機関の発する告示、公告、訓令その他の公表を要するものに準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。